

吉賀町 水道事業 経営戦略

団 体 名 : 吉賀町

事 業 名 : 水道事業

策 定 日 : 令和 5 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 5 年度 ~ 令和 14 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 給 水

供用開始年月日	平成 2 9 年 4 月 1 日	計画給水人口	5,921 人
法適(全部・財務) ・非適の区分	全部適用 平成29年4月1日	現在給水人口	5,622 人
		有収水量密度	0.051 千 m^3 /ha

② 施 設

水 源	表流水、伏流水、地下水		
施 設 数	浄水場設置数	16	管 路 延 長 170 千 m
	配水池設置数	26	
施 設 能 力	2,753 m^3 /日	施 設 利 用 率	71.06 %

③ 料 金

料 金 体 系 の 概 要 ・ 考 え 方	○水道料金は、基本料金と従量料金の合計額に消費税を加えた金額。以下は一般用のもの。 ・基本料金 13mm= 800円 16mm= 820円 20mm= 891円 25mm=1,011円 30mm= 1,100円 40mm=1,240円 50mm=2,351円 75mm=3,000円 ・従量料金(1tあたり) 10tまで74円。11t以上123円。		
料 金 改 定 年 月 日 (消費税のみの改定は含まない)	平成19年12月20日		

④ 組 織

吉賀町役場柿木庁舎 建設水道課 水道係 建設水道課長 以下 水道担当職員 2名 (内、正規職員30代2名)
--

(2) これまでの主な経営健全化の取組

- 平成29年度より、8簡易水道事業、1専用水道、2飲料水供給施設、4用水施設を統合し、公営企業法の適用をうける吉賀町水道事業へ移行した。
- 令和2年度より島根県水道広域化推進プランの策定に向けた検討に参加し、経営の基盤強化、効率化、広域化を検討。

*1 水道事業の広域化とは、水道法(昭和32年法律第177号)第2条の2第2項の市町村の区域を超えた広域的な水道事業者間の連携等に当たるものである。その具体的な方策としては、経営統合(事業統合及び経営の一体化をいう。以下同じ。)、浄水場等一部の施設の共同設置や事務の広域的処理等がある。

(3) 経営比較分析表等を活用した現状分析

※ 直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

添付の「経営比較分析表」は平成29～令和2年度決算までの内容を反映したもので、令和3年度に公表したものである。この分析表は、経営及び施設の状況を表す経営指標を活用し、本町の経年比較や他の類似団体との比較、複数の指標を組み合わせた分析を行い、経営の現状及び課題を的確かつ簡明に把握することが可能となるものである。

平成29年度の上水道事業への移行からの経営や資産の状況が蓄積され、恒常的な経営分析やより正確な推計が可能となってきた。

現状分析の概要として、経営状況は経常利益を計上できているが、一般会計繰入金に大きく依存している状態となっている。改善には料金改定が求められる。また、資産状況は老朽化が進んでいることが明らかとなっている。改善のため、管路の更新量増を図る。

2. 将来の事業環境

(1) 給水人口の予測

給水人口の実績と「第2期吉賀町総合戦略」の人口推移による増減率を乗じて推計。

項目	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
給水人口(人)	5,622	5,564	5,505	5,447	5,389	5,337	5,285	5,234	5,182	5,130	5,082	5,034

(2) 水需要の予測

有収水量の実績値に上記(1)で用いた増減率を乗じて推計。

項目	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
有収水量(m ³)	650,101	882,530	873,267	863,980	854,818	846,627	838,370	830,196	821,955	813,797	806,112	798,456

(3) 料金収入の見通し

料金収入の実績値を、有収水量の実績値で除し、上記(2)で推計した有収水量を乗じて推計。
令和9年度以降は料金改定を加味している。

項目	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
料金収入(千円)	98,665	97,810	97,699	95,754	94,739	93,831	120,791	119,613	118,426	117,250	116,143	115,040

(4) 組織の見通し

建設水道課長は建設部門を含め統括しているため、実質水道事業に従事している職員は2名である。この2名も下水道事業や建設事業の業務を兼ねているのが実情である。水道事業を安定的に経営していくためには、水道についての専門的な知識、技術、経験が必要であり、資格取得者の配置も必須である。同時に企業会計に対応できる会計知識とマネジメント能力をもつ職員の配置も必要である。今後、施設や管路の老朽化が進むことが予想され、施設の改良更新業務が増大する見込みである。更新計画の内容次第では更新需要の高まりに合わせた職員の増員が必要になり、経費増となる見込である。技術の継承や十分な人材の確保と育成は喫緊の課題であり、長期的視野で組織体制の検討が必要である。

3. 経営の基本方針

吉賀町の水道事業は、昭和33年に柿木地内の鷹の子山伏流水を水源としての給水認可以来50年以上の歳月が経過した。そこから現代までの間、町内に点在する簡易水道施設や小規模水道(専用水道、用水施設)の水道施設の経営をしてきた。平成29年4月には経営基盤の強化と経営の一元化を図る目的で、事業統合を行い、吉賀町水道事業として新たに事業認可を受けた。現在は町内17ヶ所の水源を維持管理しながら給水している。

いまや、水道は住民生活に欠くことのできない重要なライフラインとして、将来にわたり安心・安全な水を安定供給することが求められている。水道施設や水道管路の多くは、昭和50年代前半から平成の初期にかけて整備しており、更新の時期を迎えている。

このような水需要に対応するため、環境の変化に対応した水道施設の維持管理及び更新を行うとともに、経営の効率化・健全化をはかり、「水源の町」の名に恥じない上質な水の提供を行うことを目指す。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画) : 別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	平成30年度から開始した大野原、柿木地区での管路の耐震化事業を引き続き行う予定としている。大野原地区は令和6年度で完了を見込んでいる。柿木地区は老朽管路を中心に、令和7年度～令和8年度の2か年で実施する。 また、その後は令和9年度より防災安全対策のため六日市・蔵木地区の管路の更新を中心に進める方針。六日市・蔵木地区は今後の老朽化を見据え、年度ごとの事業量を現在の3倍程度(延長にして3～4km程度)とする予定。
-----	---

収支計画上の建設改良費は、水道事業移行後の事業量がほぼ一定であるため決算実績値を基に過年度平均値としている。
令和9年度からは六日市・蔵木地区の管路更新費用を上乗せで計上している。
その他の施設や管路の更新計画については、今後六日市・蔵木地区の更新の進捗を見ながら策定する。そのため、長寿命化等の投資の平準化に関する事項は計上していない。
また、更新計画の策定時には、広域化の進捗や、将来の人口予測等をもとにしたダウンサイジングなどを適切に反映させる。

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	新たな企業債の発行を抑え、令和14年度の企業債残高を令和3年度の5分の4とする。
-----	--

水道事業移行後は未収金の圧縮(滞納の解消)や経費の削減に努め、一定の成果が出ているが、財源確保の点では人口の先細りにより先行きに閉塞感がある。
そのような中で経営の健全性を高めるため、企業債残高の抑制を目標とした。
この目標は建設改良費増を料金改定による給水収益を充て、新規発行額を抑制することで達成する。

収支計画における各財源は次のとおり。
給水収益は、現行の料金体系を維持した場合、今後も給水人口の減少により、水需要や料金収入の減少が見込まれる。継続的な安定経営と更新の推進には、適正な水道料金の設定が必要になり、令和9年度に現行の1.3倍増に改定することとしている。
今後の更新計画の内容次第では、定期的な料金改定、改定幅の増の可能性がある。しかし、改良工事は有収率の向上も見込めるため、国庫補助金を活用し、継続して進める。
企業債の起債は、令和8年度まで建設改良費から県補助金(補助率1/3)と工事負担金を控除した額を予定している。令和9年度以降は建設改良費増となるが、令和8年度以前と同様の算式では目標達成が困難となる。目標達成のため、損益勘定留保資金を用いることで起債額は抑制されるようにしている。
一般会計からの繰入金は、独立採算の原則はあるが、急激な収入減は使用者の負担が増大するため、当面の間は基準外繰入金を受け入れる。
工事負担金は、決算実績値を基に過年度平均値としている。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

【委託料に関する事項】
メーター検針業務、水質検査業務、除草作業業務等は今後も委託を行う想定。会計業務、収納業務、施設の維持管理業務等の委託は、当面は広域化を行わないものとして算定した。

【修繕費に関する事項】
専門的知識を有する職員の育成により、老朽化の進行と比して修繕費は抑制され、横ばいになるものとした。

【職員給与費に関する事項】
現行体制(2人)で推計した。現在の人員数は最小限のため、これ以上の縮減は不可能である。
なお、更新計画の内容次第だが、更新工事が増となる場合は増員が必要になり、経費増となる見込であることを付記する。

(3)投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

※ 投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

また、(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間内の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュール等について記載する必要があること。

① 投資の合理化、費用の見直しについての検討状況等

広 域 化	令和2年度より島根県水道広域化推進プランの策定に向けた検討に参加し、経営の基盤強化、効率化、広域化を検討
民間の資金・ノウハウ等の活用 (PPP/PFI 等 の 導 入 等)	近隣事業者や同規模他事業者等の動向を注視し、調査していく。
アセットマネジメントの充実 (施設・設備の長寿命化等 による投資の平準化)	同じような状況の2町村が合併し、同時期に設備投資を行ってきたことから、更新のピークも同じように迎えることになる。財源の確保の面からも、更新時期の平準化の検討も必要となる。
施設・設備の廃止・統合 (ダウンサイジング)	更新計画の完成に向け、今後の給水人口や水需要の予測に基づき、適正な施設等の規模を検討し、廃止や合理化を行う必要がある。なお、更新にあたっては、法定耐用年数の経過したものを順次更新することを基本としつつ、指定緊急避難場所や指定避難所、福祉避難所、病院など防災対策上、重要な施設として示されている拠点を多く含む給水区域を優先する方針。
施設・設備の合理化 (スペックダウン)	保有する施設の多くが小規模な施設だが、施設利用率は高い。安易なスペックダウンは安定的な給水への不安を招き、維持管理業務や経常コスト増の懸念がある。
そ の 他 の 取 組	特記事項なし。

② 財源についての検討状況等

料 金	料金改定が急務である。 漏水による減免制度の件数が増加傾向にあり、また、その原因が末端給水装置の老朽化と思われるものが増えている。結果、有収水量を悪化させるほか、事務負担増も招いている。対象を寒波などの災害に絞るなど、今後の制度の在り方について、検討が必要。
企 業 債	本経営戦略で予定しているもの以外の発行は予定なし。
繰 入 金	独立採算の原則はあるが、急激な収入減は使用者の負担が増大するため、当面の間は基準外繰入金を受け入れる。
資産の有効活用等(*2)による 収入増加の取組	事業運営に必要な資金を確保した上で、資産運用について他事業者の取組や先進事例の情報収集を行っていく。
そ の 他 の 取 組	特記事項なし。

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、 改定等に関する事項	平成28年度策定時は、事後検証及び更新は基本的に3年ごとに行うこととし、平成29年度に企業会計を導入してすべての事項について、見直しを行うとしていた。 しかし、平成29年度以後、他事業者での料金改定が相次いだ状況を鑑みると、議案可決後から実際の改定までの周知期間を1~2年程度とり、審議会開催から実際の改定まで3~4年程度のケースが多い。 よって今後はそのサイクルに事後検証及び更新を行う1年を加え、見直しを5年ごとに行うこととし、料金改定を行う場合でも見直しのサイクルを維持する。 ただし、更新計画と実績に大幅な乖離が生じた場合、方針や施策の大幅な変更がある場合は、随時、見直す。
-------------------------	--

原価計算表

布設年月日 昭 和 3 0 年 2 月 1 日
 給水人口 5, 622 人
 計算期間 自 5 年 4 月 至 9 年 3 月
 (4年間)

収 入 の 部

項 目	金 額			
	最近1箇年間の実績	投資・財政計画計上額(A)	公費負担分(B)	料金対象収支(A)-(B)
料 金 (X)	千円	千円	千円	千円
給 水 装 置 工 事 費	98,664,807	95,505,639		95,505,639
そ の 他	1,170,926	1,163,192		1,163,192
そ の 他	326,973	190,000		190,000
合 計	100,162,706	96,858,831	0	96,858,831

支 出 の 部

項 目	金 額			
	最近1箇年間の実績	投資・財政計画計上額(A)	公費負担分(B)	料金対象収支(A)-(B)
浄 水 用 薬 品 費	623,150	818,580		818,580
電 力 費	14,594,455	30,767,203		30,767,203
修 繕 費	431,000	673,520		673,520
そ の 他	12,727,900	13,181,843		13,181,843
小 計	28,376,505	45,441,145	0	45,441,145
電 力 費	907,272	1,502,906		1,502,906
修 繕 費	3,297,205	3,803,456		3,803,456
そ の 他	8,682,675	8,724,608		8,724,608
小 計	12,887,152	14,030,970	0	14,030,970
入 給 料	13,374,200	14,913,181		14,913,181
件 諸 手 当				0
費 福 利 費	2,291,951	2,291,951		2,291,951
備 消 品 費	1,326,236	1,326,236		1,326,236
通 信 運 搬 費	360,000	360,000		360,000
修 繕 費	37,000	163,166		163,166
公 課	8,100	8,100		8,100
支 払 利 息	16,925,839	11,816,548	8,456,000	3,360,548
減 価 償 却 費	135,235,854	112,675,535		112,675,535
そ の 他	9,592,543	9,326,641		9,326,641
小 計	179,151,723	152,881,358	8,456,000	144,425,358
合 計 (Y)	220,415,380	212,353,472	8,456,000	203,897,472
資 産 維 持 費 (Z)				58,320,147
料 金 対 象 経 費 (Y) + (Z)				262,217,619

(X) / ((Y) + (Z)) * 100 = 36.42%

<料金水準についての説明>

- ・上記算定期間での収支計画では、営業外収益などから、収支は黒字が見込まれている。
- ・上記算定の結果は、対象経費に対する料金収入の割合は約36%となり、収入が不足している状況。
- ・収支計画では、収支の黒字を維持し、収支不均衡を回避するため、令和9年度において料金改定を行う試算をしている。
- ・料金改定後、適正な収支、適正な料金となるように引き続き検討していく必要がある。

※本表は今回の改定より追加したものと、
 ※本表は「経営戦略のひな型様式」に追加された原価計算表(令和4年1月25日付け総務省通知『「経営戦略」の推進について』)により、総括原価の算定を行っている。
 ※給水装置工事費=加入分担金
 ※資産維持費=対象資産(R5~8年度末償却未済額の年平均額)×資産維持率(3%)

- 1 投資・財政計画計上額(A)欄は、直近の料金算定期間内における平均値を記載すること。
- 2 起債償還額が減価償却額を超えるときは、当分の間、その差額を一般管理費のその他の欄に記載して差し支えないこと。
- 3 資産維持費は、将来の更新需要が新設当時と比較し、施工環境の悪化、高機能化(耐震化等)等により増大することが見込まれる場合に、使用者負担の期間的公平等を確保する観点から、実体資本を維持し、サービスを継続していくために必要な費用(増大分に係るもの)を、適正かつ効率的、効果的な中長期の改築(更新)計画に基づいて算定し、計上するもの。そのため、資産維持費(Z)欄は、「水道料金算定要領」(公益社団法人日本水道協会)を参考に、所有している資産の規模、経営環境等の実情に応じ、料金算定に適切に反映すべき費用を記載すること。

投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円)

年 度		前々年度 (決算)	前年度 (決算) 〔見込〕	本年度	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
区 分														
資本的収入	1. 企業債	35,000	38,000	38,200	49,600	38,387	38,387	38,387	69,387	75,842	81,759	87,220	92,292	97,025
	うち資本費平準化債													
	2. 他会計出資金													
	3. 他会計補助金	81,984	62,309	65,201	60,202	59,998	57,123	52,927	40,699	35,437	31,114	28,577	20,041	22,403
	4. 他会計負担金													
	5. 他会計借入金													
	6. 国(都道府県)補助金	18,533	16,800	16,633	22,600	16,099	16,099	16,099	45,099	47,735	50,152	52,382	54,454	56,387
	7. 固定資産売却代金													
	8. 工事負担金	1,694	1,089	600		1,026	1,026	1,026	1,026	1,026	1,026	1,026	1,026	1,026
	9. その他													
	計 (A)	137,211	118,198	120,634	132,402	115,510	112,635	108,439	156,211	160,040	164,051	169,205	167,813	176,841
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)													
	純計 (A)-(B) (C)	137,211	118,198	120,634	132,402	115,510	112,635	108,439	156,211	160,040	164,051	169,205	167,813	176,841
	資本的支出	1. 建設改良費	62,938	79,226	55,884	73,516	55,512	55,512	55,512	155,512	164,603	172,937	180,629	187,772
うち職員給与費														
2. 企業債償還金		122,496	124,596	130,377	120,381	119,996	114,245	105,854	81,398	70,873	62,228	57,155	40,083	44,806
3. 他会計長期借入返還金														
4. 他会計への支出金														
5. その他														
計 (D)	185,434	203,822	186,261	193,897	175,508	169,757	161,366	236,910	235,476	235,165	237,784	227,855	239,245	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)	48,223	85,624	65,627	61,495	59,998	57,122	52,927	80,699	75,436	71,114	68,579	60,042	62,404	
補填財源	1. 損益勘定留保資金	48,223	85,624	65,627	61,495	59,998	57,122	52,927	80,699	75,436	71,114	68,579	60,042	62,404
	2. 利益剰余金処分量													
	3. 繰越工事資金													
	4. その他													
計 (F)	48,223	85,624	65,627	61,495	59,998	57,122	52,927	80,699	75,436	71,114	68,579	60,042	62,404	
補填財源不足額 (E)-(F)														
他会計借入金残高 (G)														
企業債残高 (H)	1,264,878	1,178,282	1,086,105	1,015,324	933,715	857,857	790,390	778,379	783,348	802,879	832,944	885,153	937,372	

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度		前々年度 (決算)	前年度 (決算) 〔見込〕	本年度	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
区 分														
収益的収支分		79,488	80,989	82,941	90,897	69,315	57,637	46,822	38,502	35,202	35,577	34,874	35,281	36,108
	うち基準内繰入金	9,422	8,463	7,520	6,636	6,335	5,622	5,041	4,770	4,633	4,557	4,606	4,740	4,994
	うち基準外繰入金	70,066	72,526	75,422	84,261	62,981	52,016	41,781	33,732	30,570	31,021	30,269	30,541	31,114
資本的収支分		81,984	62,309	65,201	60,202	59,998	57,123	52,927	40,699	35,437	31,114	28,577	20,041	22,403
	うち基準内繰入金	81,984	62,309	65,201	60,202	59,998	57,123	52,927	40,699	35,437	31,114	28,577	20,041	22,403
	うち基準外繰入金													
合 計		161,472	143,298	148,142	151,099	129,313	114,760	99,749	79,201	70,639	66,691	63,451	55,322	58,511

経営比較分析表（令和2年度決算）

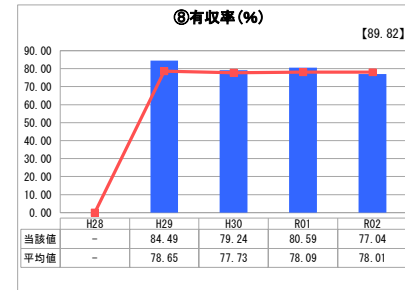
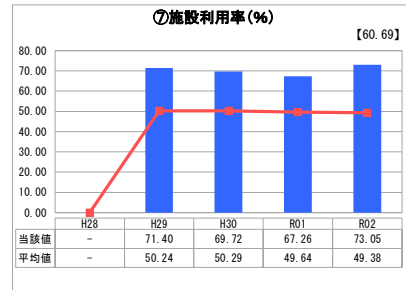
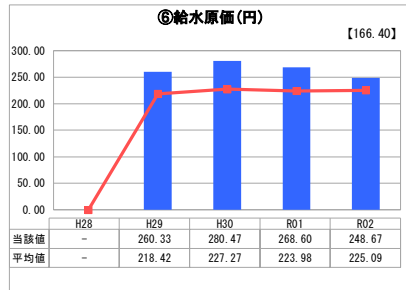
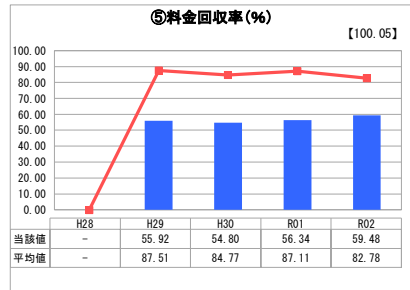
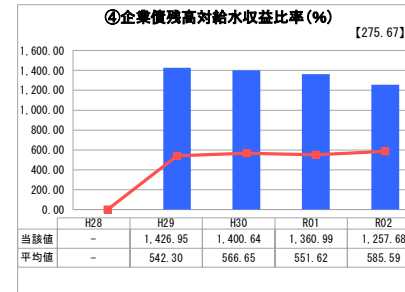
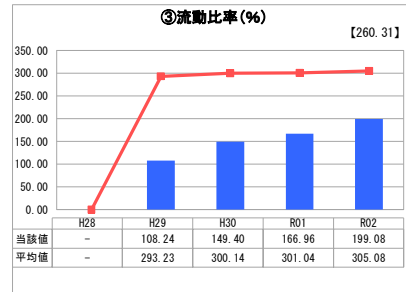
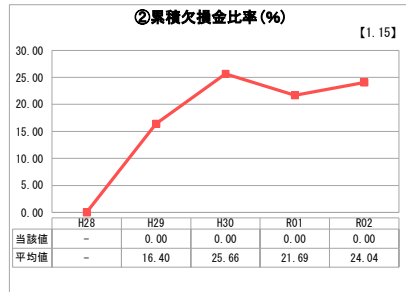
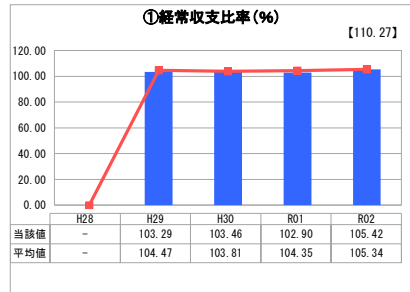
鳥根県 吉賀町

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法適用	水道事業	末端給水事業	A8	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	1か月20m ³ 当たり家庭料金(円)	
-	51.37	96.43	3.047	

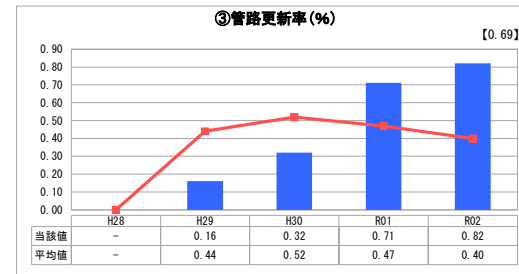
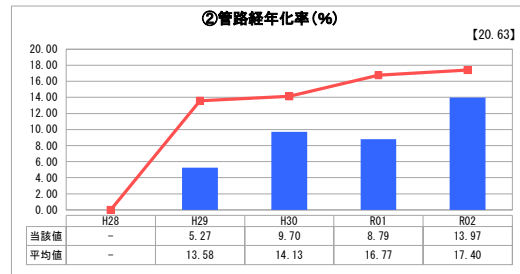
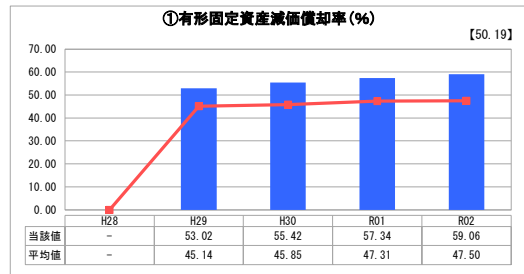
人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
6,139	336.50	18.24
現在給水人口(人)	給水区域面積(km ²)	給水人口密度(人/km ²)
5,803	45.75	126.84

グラフ凡例
■ 当該団体値(当該値)
— 類似団体平均値(平均値)
【】 令和2年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

- ①経常収支比率(%)
ほぼ類似団体平均値となっているが、一般会計からの繰入金に大きく依存している状態が続いている。
 - ②累積欠損金比率(%)
累積欠損金は生じていない。
 - ③流動比率(%)
企業債償還額が高額となり平均値を下回るものの、100%は上回っている状態のため、短期的な支払能力は問題ないものと考えている。
 - ④企業債残高対給水収益比率(%)
平均値の2.1倍と高く、今後の更新計画によってはさらに増加する可能性もあるので、更新計画とともに財源については慎重な検討が必要である。
 - ⑤料金回収率(%)
給水にかかる費用の約半分しか給水収益で賄っていない状態。適切な料金水準の見直しが必要の課題である。
 - ⑥給水原価(円)
地理的条件等により平均値を上回っている。継続して経費削減に努めているが、大きな削減は困難と思われる。
 - ⑦施設利用率(%)
平均値を上回っている要因は、小規模で余裕の無い施設が多いため。
 - ⑧有収率(%)
平均値を若干下回っているが、寒波による漏水が影響したものと思われる。引き続き漏水調査等を行い、より一層の向上に努めたい。
- ### 2. 老朽化の状況について
- ①有形固定資産減価償却率(%)
年々増加しており老朽化が進んでおり、更新が求められる。
 - ②管路経年化率(%)
現状は平均値より低い、減価償却率や更新率から考察すると、今後は増加していく可能性がある。
 - ③管路更新率(%)
平均値を上回るものの、更新ペースを上げ、引き続き更新作業を行うことが求められる。詳細な更新計画の策定が最優先課題である。

全体総括

上水道事業への移行から4年が経過し、経営や資産の状況が蓄積され、恒常的な経営分析や正確な推計が可能となってきたが、経営上は、一般会計繰入金により経常利益を計上しており、依存している状況。

また、年々資産の老朽化が進んでおり、修繕費なども増加している。

今後の給水人口減による収益減、更新費用増に対応するために、適正な料金改定や、更新財源の確保、施設の更新や統合、廃止の検討が必要になってくる。

財政状況を勘案しつつ、収益の確保を確実に実行することが必要と考えている。